

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>附 則 1～4 [略]</p>	<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額</u>は、<u>第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1056 2085 1254"><thead><tr><th data-bbox="1153 1056 1839 1104">職 員</th><th data-bbox="1841 1056 2085 1104">割 合</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1153 1106 1839 1203"><u>第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u></td><td data-bbox="1841 1106 2085 1203"><u>100分の9.4</u></td></tr><tr><td data-bbox="1153 1204 1839 1254">前項に掲げる職員以外の職員</td><td data-bbox="1841 1204 2085 1254">100分の7.4</td></tr></tbody></table>	職 員	割 合	<u>第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u>	<u>100分の9.4</u>	前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
職 員	割 合						
<u>第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u>	<u>100分の9.4</u>						
前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>							

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。